平成２８年（フ）第７０７号
北九州市八幡西区上上津役４丁目４番52―201号、開始決定時の住所北九州市八幡西区白岩町４番６号
破産者　平岡　東洋
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１２６号
宮崎市清武町西新町６番地３　プラウドステージ302号、前住所宮崎市橘通東３丁目４番10号　渡部ビル１階
破産者　蓮尾　和國
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２９５号
札幌市北区北31条西６丁目３番10―1102号
破産者　磯貝　德一
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１３号
北海道石狩市花川南４条４丁目17番地
破産者　神　　修
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７号
秋田県大仙市大曲船場町１丁目２番３－７号
破産者　鈴木　良明
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第３９９号
埼玉県久喜市西大輪363番地２　プリムローズⅠ番館202
破産者　後藤　喜伸
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８２１号
横浜市南区井土ケ谷中町33番地　飯塚ハイツ103号
破産者　小林　誠一
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９号
神奈川県横須賀市阿部倉14番11号
破産者　井出　寛道
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２６号
新潟市西区五十嵐中島４丁目11番８号、前住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作1795番地
破産者　土田　裕一
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
長野県北安曇郡白馬村大字北城9715番地２　サンコーポラス白馬504号室
破産者　東山　律子
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７７１号
名古屋市守山区大字下志段味字南荒田2300番地の５　シティ・ファミリー志段味102号
破産者　小林　朋美
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７５８号
愛知県東海市加木屋町１丁目18番地　サンシャインハイツ301号
破産者　新宮　徳幸
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９７号
愛知県清須市新清洲１丁目６番地15　清洲第一ハイツ202
破産者　眞嶋　貴司(旧姓里・安河内・木ノ下)
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３５号
愛媛県西条市神拝甲331番地５　マルイカトレア103号、開始決定時の住所兵庫県姫路市苫編南２丁目18番地２
破産者　ローソン姫路南インター店ことローソン網干坂上店ことＤｒ．関塾網干田井校こと
高原　成正
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第６３号
兵庫県姫路市北条永良町188番地　レオパレス北条永良103号
破産者　笠波　秀明
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０６号
兵庫県加古川市加古川町稲屋36番地の２グランプレステージ加古川Ⅱ―209号
破産者　キングドルクスこと　大矢　信惠
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１３３号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗912番地11
破産者　小谷　和代
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３１９号
広島市安芸区畑賀町4058番地11
破産者　大野呂勝巳
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部